

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年1月14日

千葉地方法務局館山支局 登記官 杉野雅幸

記

1 手続番号

第0404-2021-0074号

第0404-2021-0075号

第0404-2021-0078号

第0404-2021-0082号

第0404-2021-0095号

第0404-2021-0100号

第0404-2021-0101号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

館山市船形字磯崎1179番

館山市船形字宇田川387番

館山市船形字御霊1番

館山市船形字小浜293番1

館山市船形字西1142番

館山市船形字田町483番

館山市船形字南167番